水質保全みえ

No.82　令和２年１月

発行/(一社)三重県水質保全協会　〒514-0004 津市栄町三丁目119
TEL 059-226-2058　FAX 059-227-8402
http://www.mieken-suisituhozenkyokai.or.jp/

目　　次

・新年の挨拶　会長 …… 2
・年頭の御挨拶　知事 …… 3
・自民党聴き取り会議 …… 4
・浄化槽大会 …… 5
・浄化槽保守点検講習会 …… 6
・浄化槽管理士講習・浄化槽技術管理者講習会実施案内 …… 7
・浄化槽法の一部改正 概要 …… 8
・浄化槽法の一部改正について …… 9
・年末年始のご案内、謹賀新年 …… 10

一般社団法人　三重県水質保全協会

新年の挨拶

一般社団法人　三重県水質保全協会
会長　松平　仁

新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。
平素より当協会事業につきまして、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
今年も会員の皆様のご期待に添えるよう、また、協会の発展の為、尽力致す所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

昨年は全国的に豪雨、台風１５・１９号により被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈りいたします。

さて、令和元年度を振り返りますと、昨年１０月に、安永エアポンプ㈱及びクボタ浄化槽システム㈱から講師をお招きして、浄化槽保守点検の実務者講習会を開催致しました。
３７名の参加者に維持管理方法とクボタ浄化槽システム㈱のクボタ浄化槽KZⅡ型のカットモデルを使用しての講習は大変好評を頂き、今後も保守点検講習会を積極的に行って参ります。

２０１９年度からはじまった環境省の省エネ型浄化槽システム導入推進事業においても平成３０年度から受付審査窓口が当協会になり、本年度は１０件の申請受付をいたしました。補助金所領金は２９，２４４，０００円が交付決定しております。令和２年度も引き続き事業費の半額補助として実施予定とのことですので、浄化槽の機器の更新に活用してください。

そして、令和２年は浄化槽業界にとって大きな転機の年になりそうです。令和元年６月１２日、「浄化槽法の一部改正する法律案」について参議院本会議で可決され、６月１９日（法律第４０号）で公布されました。令和２年４月１日施行へ向けて着々と準備が進んでおります。当協会としても、県、市町等行政機関のご指導を仰ぎながら、改正法に伴う対応を進めて参る所存でございます。

今後の生活排水対策において、優れた機能を持ち、経済的にも優しい浄化槽の果たす役割がますます重要と考えております。浄化槽の普及活動はもちろんのこと、当協会においても各部会の知識の向上、技術の研鑽に努めて、関係各位及び会員の皆様に期待される協会を築きあげていくため、今後ともご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。
最後になりましたが、皆様のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして新年の挨拶とさせて頂きます。

年頭の御挨拶

三重県知事
鈴　木　英　敬

新年あけましておめでとうございます。

平素は、県民の皆様への浄化槽の適切な使用に係る普及啓発や、会員の皆様を対象とした研修会による技術研鑽など、本県の浄化槽行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、国際社会において、地球温暖化の進行や生物多様性の損失などさまざまな環境問題に対する関心が高まっています。気候変動枠組条約第２１回締約国会議で採択されたパリ協定が平成２８年に発効し、平成３０年には生物多様性条約第１４回締約国会議において、取組の加速を要請する「シャルム・エル・シェイク宣言」が採択されるなど、世界的に環境問題への取組が進められています。国においても、平成３０年４月に第５次環境基本計画が閣議決定され、めざすべき姿として、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現し、自然と人間との「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現する社会が提唱され、地域循環共生圏の創造に向けた取組などが推進されています。

県では、今年度、環境基本計画の改定作業を進めているところです。新しい計画では、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を取り入れ、環境、経済、社会の統合的向上に取り組んでいくことを基本方針とする予定です。県周辺の海域は、環境基準の達成率が未だに５０％前後で推移し、引き続き改善が必要な状況です。汚濁負荷の約半分は、陸域からの生活排水に起因すると言われており、生活排水対策の推進は、水環境を保全する上で欠かすことのできない取組の一つです。

県内の浄化槽で生活排水を処理している方の割合は平成３０年度末で２４．８％と、全国平均９．３％に比べて高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。水環境を保全するためには、浄化槽を適正に維持管理し、良好な放流水質を保っていくことがとても重要です。

浄化槽の機能を十分に発揮し、良好な放流水質を維持するには、適正な施工や保守点検、清掃および法定検査の実施が重要です。とりわけ、浄化槽の施工や保守点検には、高度化、複雑化する浄化槽に対応するための知識の取得が欠かせないものとなっており、生活排水対策を進める上で、貴協会をはじめとする浄化槽に関わる皆様の協力が必要です。

貴協会におかれましては、さらなる技術の研鑽に努められ、引き続き浄化槽の適正な施工と維持管理にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のご健勝と貴協会のますますのご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

令和２年　元旦

7/25自民党の要望聴き取り会議に出席しました

令和元年７月２５日に自由民主党三重県支部連合会へ要望書を提出し、要望聴き取り会議に出席しました。同日に新政みえに要望書を提出しました。

（１）平成２６年１０月１日から当協会が自主的に実施している浄化槽工事検査事業に対する県及び市町の協力を要望します。

平成２６年から新築住宅の浄化槽に対する県の補助金が廃止されたことに伴い亀山市、度会町、松阪市、桑名市等複数の市町でも補助金がなくなり浄化槽設備士が実地監督をしない浄化槽が徐々に増加しています。さらに平成３０年３月２３日付で、国交省及び環境省の連名により「浄化槽設置工事に関する指導の強化について」の通知が関係行政部局へと発出されました。当協会のこの浄化槽工事検査事業が浄化槽設備士を活用するというこの通知の内容と合致しているので引き続き宜しくお願いいたします。

（２）浄化槽の維持管理費に対する助成制度の創設を要望します。

浄化槽使用家庭からの税金も入っている一般会計から下水道特別会計に補填がされています。税の公平負担という観点から浄化槽使用家庭に対しても、下水道使用家庭同様の維持管理費助成がなされるべきであります。四日市市及びいなべ市が市単独でこの助成制度を実施していますが、まだ県内に広がっていません。県が市町に補助金を出す制度を創設して頂くことによってこの助成制度を実施する市町が増加し浄化槽の適正な維持管理の推進に繋がっていくものと考えます。

（３）未管理状態の浄化槽に対する県及び市町の連携による指導強化を要望します。

県下において未管理状態の浄化槽が依然として無くならない問題の背景には様々な要因があると考えられます。当協会は県内唯一の浄化槽業界団体として、引き続き諸問題の解決に向けて全力で注力してまいる所存ではございますが、県内すべての浄化槽が適正に維持管理されるよう県や市町の連携による指導強化や、より有効となる浄化槽行政の運用体制の確立が必要であると考えます。

会場風景（7月２５日 自民党三重県連）

10/1浄化槽大会に出席しました

赤羽一嘉国土交通大臣

全浄連　上田会長

令和元年１０月１日「浄化槽の日」に第３３回全国浄化槽大会が開催されました。三重県水質保全協会からは、松平会長、田邉副会長、川上事務局長が出席しました。

実行委員会を代表して全浄連の上田勝朗会長の挨拶で開始され、記念式典には赤羽一嘉国土交通大臣および小泉進次郎環境大臣の名代として松澤裕大臣官房審議官からご挨拶をいただきました。その後、浄化槽適正整備推進決議案について（一社）浄化槽システム協会の松木浩二会長が読み上げ、賛成多数によって決議されました。

小泉進次郎環境大臣と松平会長

田邉副会長

浄化槽業界の発展に尽力された方々の表彰が行われました。環境大臣表彰２１名、国土交通省土地・建設産業局長表彰７名、国土交通省住宅局長表彰２名、環境省環境再生・資源循環局長表彰２１名に表彰状が授与されました。その中の１名に三重県水質保全協会から田邉副会長が国土交通省土地・建設産業局長表彰を受賞されました。

10/9 浄化槽保守点検講習会を開催しました

講習会風景

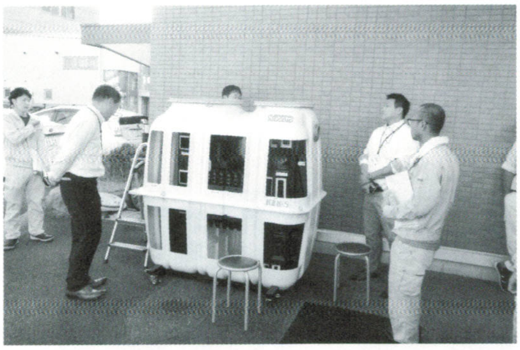

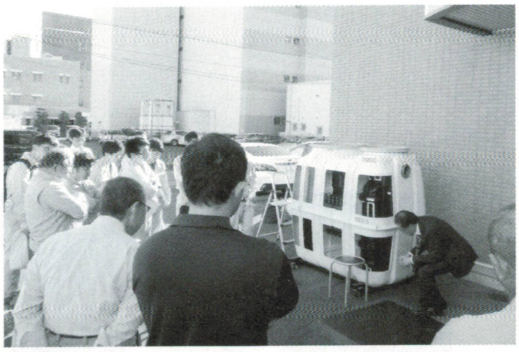

カットモデルの講習会風景

令和元年１０月９日、協会３階会議室にて浄化槽保守点検の実務者講習会を開催しました。

対象者は当協会会員のうち、保守点検部会及び清掃部会に主たる、又は従たる部会として所属している会員です。当日は３７名の方々が出席され、大変好評のお声を頂きました。

午後１３時３０分より中村副会長の挨拶で始まり、安永エアポンプ㈱ 営業グループ 早川和隆 氏と㈱クボタ 滋賀工場 ＣＳ推進グループ 廣井研二 氏に講習を行って頂きました。

次に、クボタ浄化槽システム㈱よりクボタ浄化槽ＫＺⅡ型のカットモデルを使用しての質疑応答を行い、無事講習会を終了いたしました。今後も新型の浄化槽が発表されたら積極的に保守点検講習会を開催してまいります。

浄化槽管理士講習・浄化槽技術管理者講習会実施案内

令和元年度「浄化槽管理士講習」実施案内

開催場所及び日程（受付期間が2020年１月以降の分）

開催場所	講　習　期　間	受　付　期　間	受講申請受付機関
東京会場	2020年 3月2日(月)～3月14日(土)	2020年 1月20日(月)～1月31日(金)	(公財)日本環境整備教育センター TEL：03-3635-4880
福岡会場	2020年 3月2日(月)～3月14日(土)	2020年 1月20日(月)～1月31日(金)	(一財)福岡県浄化槽協会 TEL：092-947-1800

●受講資格　学歴・実務経験等の資格要件は特にありません。

●受 講 料　129,700円（浄化槽設備士資格取得者で受講一部免除を選択する方は120,200円）

●受講申請　受講申請書は上記受講申請受付機関より入手してください。
１部300円（郵送の場合は送料込１部440円）

●問い合わせ先　公益財団法人日本環境整備教育センター（ホームページ http://www.jeces.or.jp）
〒130-0024　東京都墨田区菊川2-23-3　TEL：03-3635-4880
一般社団法人全国浄化槽団体連合会
〒162-0844　東京都新宿区市谷八幡町13　東京洋服会館７階　TEL：03-3267-9757

令和元年度「浄化槽技術管理者講習会」実施案内

開催場所及び日程（受付期間が2020年1月以降の分）

開催場所	講　習　期　間	受　付　期　間	受講申請受付機関
東京会場	2020年 2月26日(水)～2月28日(金)	2020年 1月15日(水)～1月27日(金)	(公財)日本環境整備教育センター TEL：03-3635-4880

●受講資格　浄化槽管理士であること。

●受 講 料　49,000円

●受講申請　受講申請書（無料）は上記受講申請受付機関より入手してください。

●問い合わせ先　公益財団法人日本環境整備教育センター（ホームページ http://www.jeces.or.jp）
〒130-0024　東京都墨田区菊川2-23-3　TEL：03-3635-4880
一般社団法人全国浄化槽団体連合会
〒162-0844　東京都新宿区市谷八幡町13　東京洋服会館７階　TEL：03-3267-9757

浄化槽法の一部を改正する法律　概要

法改正の背景
・我が国では単独処理浄化槽（※）が浄化槽全体の５３％、４００万基残存。
環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。 ⇒第１・第２・第５
※し尿のみを処理する浄化槽。平成１２年法改正で原則として新設は禁止。
・水質に関する定期検査の受検率は４０％にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。 ⇒第３～第７

第１　特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「**特定既存単独処理浄化槽**」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第２　公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

（計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）

二 排水設備の設置等

・ 公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能。

・ 市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。（国による市町村への援助も規定）

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

・ 排水設備の検査
・ 使用に係る料金　など

第３　浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第４　浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第５　協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第６　浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第７　環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

施行日：公布日から１年以内で政令で定める日

浄化槽法の一部改正について

令和元年6月12日参議院本会議で成立

背景

○ 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
○ 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
○ 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
○ 「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要。

単独処理浄化槽の転換

○ **そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与**（併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援）

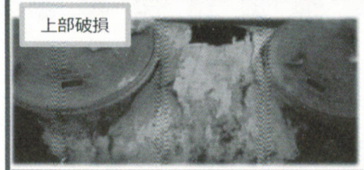

➢ 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。（約6,000件）
➢ 生活排水の垂れ流しのみならず公衆衛生に支障を生じる可能性

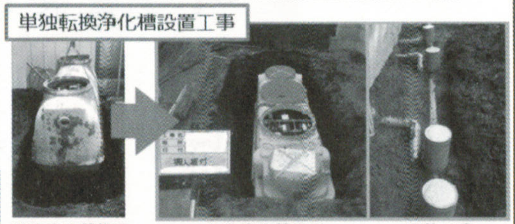

➢ 単独転換には宅内配管も含めた工事が必要

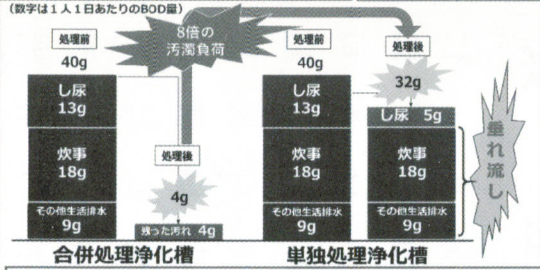

➢ 単独処理浄化槽の汚濁負荷は合併処理浄化槽の約８倍。生活雑排水は垂れ流し

○ **自然的経済的社会的観点から、市町村の浄化槽処理促進区域の指定**
○ **区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設**（単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）

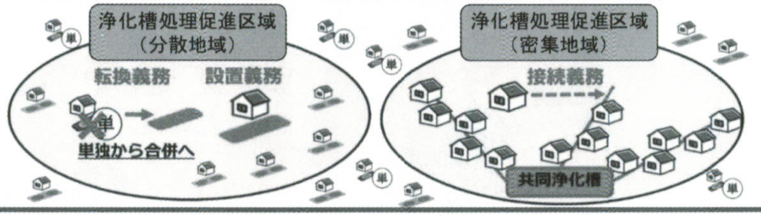

浄化槽の管理の向上

○ **関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化及び休止手続き（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の明確化**

浄化槽台帳システムのイメージ

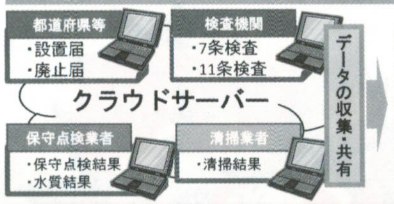

➢ 維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かな管理・指導が可能
➢ 浄化槽管理の更なる適正化を推進
➢ 関係者の連携による精度の向上が必要

都道府県の台帳整備の状況

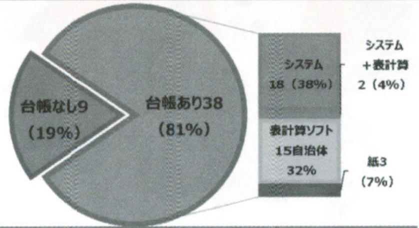

➢ 約20%が台帳未整備
➢ システムによる台帳管理は約40%

市町村の台帳整備の状況

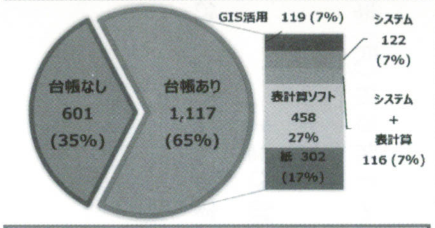

➢ 約35%が台帳未整備
➢ GIS活用も含めたシステムによる台帳管理は約20%

○ **行政や浄化槽関係者等を構成員とした協議会の設置**（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を実施）

○ **保守点検業の登録時に浄化槽管理士の研修の機会の確保を要件化**

➢ 浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められている
➢ 保守点検業の登録更新時に研修会受講等浄化槽管理士の質を確保策を要件化

○ **環境大臣の責務規定として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記**（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

施行日：公布日から1年以内で政令で定める日

【年末年始のご案内】

年末年始は12月27日（金）～１月６日（月）まで
お休みさせて頂きます。
受付業務は１月７日から始めます。
ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

謹賀新年

会　長	松平　仁	理　事	森下茂記
副会長	田邉三郎	〃	大森哲也
〃	中村英司	〃	芦田和也
〃	宝門　誠	〃	岩澤理夫
〃	樋口義晃	〃	村野研吾
理　事	北田富三	〃	松田　保
〃	柴原行正	監　事	志賀和博
〃	吉村哲夫	〃	北村康弘
〃	強力信宏	〃	豊田和人
〃	東浦崇真	〃	彦坂明可
		事務局長	川上国英